

八尾市立小・中学校適正規模等審議会 第9回会議 会議録

開催年月日	平成21年12月22日（火）	
開催場所	八尾市役所本館6階 大会議室	
開催時間	午後7時00分	
出席委員	木下 会長 大野 副会長 加仲 委員 鈴木 委員	野村 委員 三藤 委員 岡 委員
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長 浦上教育推進担当部長 奥田教育委員会事務局理事 杉分学校教育部次長兼総務人 事課長 森田学校教育部次長 網中教育政策課長	田中学務給食課長 田中学校教育部次長兼指導課長 轟原人権教育課長 瀧瀬教育政策課長補佐 植田教育政策課長補佐 生田教育政策課係長
傍聴者	3人	
議事案件	「大規模校に対する方策」及び「小規模校に対する方策」について	

【会長】 ただいまより八尾市立小・中学校適正規模等審議会 第9回会議を開催します。本日は、5人の委員から欠席の連絡がありましたが、定足数に足りていますので審議会は成立しています。はじめに、お手元に配付されている資料について事務局より確認願います。

【事務局】 資料確認。

【会長】 資料について質問等はありませんか。

【委員】 資料の13ページの「Ⅱ 大規模校に対する方策」の「2. 学校の分離新設」で「新たな学校用地や予算が必要であり、現実的には難しいのではないか。」という記述がありますが、このような意見があったのか、記憶にないので教えてください。また、「Ⅲ 小規模校に対する方策」の「3. 学校の統廃合」にスクールバスに関する記述がありますが、これは統廃合の話というよりは、大規模校から小規模校にスクールバスを走らせてはどうかという提案であったように思いますので、確認しておきたいと思います。

【事務局】 本資料は、これまでの会議録をもとにまとめたもので、1点目の学校の分離新設については、以前の会議で「新たな用地や予算が必要であり、現実的には難しいのではないか。」というご意見を賜っています。

次に、スクールバスについては複数のご意見があり、ご指摘のとおり、大規模校の保護者や子どもが希望する場合には小規模校への入学を認めてもいいのではないかとのご意見を賜った際にも、スクールバスに関するご意見が出されましたが、別の議論で、学校の統廃合に伴って通学区域が広がった際にはスクールバスのことも考えなければならないのではないかとのご意見も賜っています。

【会 長】 今の点も含めて、審議の際に再度意見交換を行いたいと思います。それでは、事務局より続けて資料の説明をお願いします。

【事務局】 13ページの「学校規模等の適正化の方策に関する主な意見まとめ」についてご説明いたします。この資料は、学校規模等の適正化の方策に関するこれまでの意見を整理したものです。資料では、大規模校、小規模校に共通する方策、大規模校に対する方策、小規模校に対する方策の三つに分けて整理しています。また、適正化を実施する上で留意すべき事項についても併せて整理しています。

まず大規模校、小規模校に共通する方策では、学校選択制や調整区域の設置についてご意見を賜りました。次に大規模校に対する方策では、学校施設面、管理運営面の充実をはじめ、学校の分離新設、通学区域の変更についてのご意見を賜りました。最後に小規模に対する方策では、施設一体型の小中一貫校の設置をはじめ、小規模特認校制度、学校の統廃合、通学区域の変更についてそれぞれご意見を賜りました。

また、学校規模等の適正化を実施する上での留意点として、児童生徒の通学上の安全確保、保護者や地域住民等の意見聴取、地域活動への配慮、人権尊重の視点、市のまちづくりに関する方策の検討、定期的な議論および取組みの検証等についてご意見を賜りました。

【会 長】 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。それでは次に、前回要望のありました「学校選択制に関する大阪府教育委員会の見解」について報告願います。

【事務局】 大阪府教育委員会では、平成15年3月に示された「義務教育活性化推進方策」の中で、「小・中学校における学校選択の自由化については、公開された各学校の教育情報をもとに、保護者が学校について研究し、学校に対する関心が高まることから、学校教育の活性化が期待されるなどのプラス面がある反面、義務教育としての教育の機会均等を損なうのではないかとご懸念や、学校の序列化や学校間格差の発生、学校と地域社会の結びつきが弱まるなどの課題がある。」という認識を示しています。なお、大阪府内では、現在、学校選択制を導入している自治体はないとのこと。

【会 長】 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。それでは議事に入りたいと思います。

本日は、先程事務局から説明のありました資料「学校規模等の適正化の方策に関する主な意見まとめ」を参考に、方策ごとに確認していきたいと考えています。はじめに大規模校、小規模校に共通する方策について審議し、次に大規模校に対する方策、小規模校に対する方策、最後に学校規模等の適正化を実施する上での留意点というように審議を進めたいと考えています。

それでは、大規模校、小規模校に共通する方策についてご意見をお願いします。まずは学校選択制について、大阪府教育委員会の見解も説明いただきましたが、八尾市ではどうするのか、ご意見等をお願いします。

【委 員】 部落差別がまだなくなっていない中で、同和地区を有する学校を選択する人は少ないと思うので、そういう学校は更に小規模化が進むと思います。また、山手にある学校では、通学がしんどいということから選ばれにくく、小規模化が進んでいくことになりますので、大阪府の見解というよりも、八尾の地域事情からみて得策ではないというのが私の意見です。

【委 員】 例えばAという学校は勉強ができて、Bという学校はスポーツができるというように、よほど学校ごとに魅力の差がなければ、保護者としても選びにくいと思います。そういったことがなければ、やはり成績順に選んでしまうのではないかと思います。それが公立の学校として適正かという点、そうではないと思います。

【委 員】 今の意見と同じで、地域性もつぶれてしまうし、いろんな面から考えると難しいと思いますので、私は反対です。

【委 員】 私の立場からすると、当然これは受け入れられないもので、地域がめちゃくちゃになってしまうと思います。

【委 員】 例えば2～3年の期間を決めて、大規模校と小規模校を指定して、大規模校の中で小規模校に行きたい人がいれば小規模校を選択することができるような方法を試してみてもどうかと思います。どこの学校でも選択してもよいというのはあり得ないと思います。

【会 長】 今のご意見はこれまでも発言いただいているおもしろいアイデアで、学校選択制とは区別して、資料の「Ⅲ 小規模校に対する方策」の二つめの意見としてまとめさせていただいています。そういう整理でよろしいでしょうか。

【委 員】 はい、結構です。どの学校を選択してもよいというのは、地域もバラバラになってしまうので、難しい気がします。

【会 長】 学校選択制については、一つには地域に密着した学校という観点から言うと難しい問題があるということ。それと、成績や風評などによって選択されるという問題で、義務教育の機会均等の点からも難しいというご意見です。

また、八尾市では、中学校区を単位にした学校教育を考えていこうということで進んでいるので、適正化の方策の一つとして学校選択制を入れることについては、今回はおいておこうと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会 長】 それでは、学校選択制については、今回は取り上げないことにさせていただきます。

【委 員】 「今回は」ですかそれとも「今後も」ですか。「おいておく」というと、問題が再燃するのではないかと思いますので、学校選択制は八尾市にはふさわしくないとしたほうがいいのではないですか。

【会 長】 「今回は」ではなく、八尾市ではなじまない方策であると確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 異議なし。

【会 長】 それでは、次に調整区域の設置に関してはいかがでしょうか。

【委 員】 調整区域というのは、二つの校区に重なる部分があって、その地域の住民については、指定された学校に行きなさいというようにすることですか。

【会 長】 この会議で出ていた話としては、かつて学校を分離した際に、特定の地域については、どちらの学校に行ってもよいということがあったという話です。ですから、そういう調整区域を認めるのか、検討していくのか、やめにするのか、という話です。

【委 員】 調整区域の是非の話であれば、これによって解消されることが何かあるかと考えると、いたずらに混乱させるのはいかななものかと思imasuので、やめたほうが良いと思imasu。

【委 員】 八尾市でも過去に学校を新設した時に調整区域を設置していました。在学中の子どもは卒業するまで元の学校に行ってもよろしい、ただし、新入生は指定された新しい学校に行きなさいというものでした。そこで問題になったのは、兄弟姉妹によって通学する学校が違うようになるということです。また、

学校によって若干、教育が違うので、対応するのに困るという苦情が入ってきた記憶があります。従って、過去の例から考えても調整区域の設置は、よほど事情がない限り、具合が悪いのではないかと思います。

【委員】 第7回会議のときに泉南市の事例を資料として出してもらい、私からも説明しましたが、同和地区を有する小学校区に隣接する大規模校の校区再編について、「同和地区の学校に行くのは嫌だ。」と言う人達がありました。それで言い合いになって、最終的には調整区域を設置して、正に「調整」をしたわけですが、そこまでいくと残念に思います。もっと前向きな調整区域のつくり方を検討できないかと思います。最後の手段としての調整区域ではなく、前向きな調整区域のあり方を検討するのであれば、有意義な方策ではないかと思います

【委員】 呼び方だけの話かもしれませんが、何か目的や意図がある調整であれば、「〇〇区域」という名前がつけられると思います。目的がある方策であればいいと思いますが、「どうしようもないから調整しよう」というようなことは、市民としては「×」を出すべきだと思います。

【会長】 他にご意見はありませんか。過去の経験から調整区域に否定的なご意見も出ていますが、積極的な調整区域というのが考え得るのではないかというご意見も出ています。ここでは、調整区域はやめようという確認ではなく、検討課題として残させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会長】 それでは、次に大規模校に対する方策について審議します。まず、学校施設面、管理運営面については、教育環境を整備して対応すべきであるというご意見が皆さんから共通して出されていたと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会長】 次に、学校の分離新設と通学区域の変更についてはどうですか。先程、資料に「分離新設は予算的にも現実的には難しいのではないか。」とあることに対してご意見がありました。少し違う認識をお持ちのようですので、何かありましたらどうぞ。

【委員】 予算の問題はあると思いますが、教育の機会均等を実現するためにお金が必要なのであれば、それを何とかするのが行政の仕事だと思います。予算を減らすためにこの審議会をやっているのではなく、子どもの教育の機会均等のためにこういう方策もあるのではないかということ審議している中に「現

実的には難しい」とあることに違和感があります。

【会 長】 大規模校については、学校の分離新設と通学区域の変更が根本的な解決策であることは以前にも出ていたと思いますが、一方で課題もあるという話だったと思います。この二つに関わって、ご意見はありませんか。

【委 員】 学校の分離新設と通学区域の変更に関しては、我々の立場として、やはり「やってください。」と声を大にして言うべきではないかと思えます。ですから、この二つに関しては、「難しいから無理」ではなく、「何とかやってください。」と言いたいです。

【副会長】 学校の分離新設と通学区域の変更に関して、資料にない事柄としては、将来的な子どもの数や世帯数の推移の状況を考えることは重要な条件なので、盛り込んだほうが良いと思えます。

【委 員】 人口の増減があるので、新しい施設を造るのであれば、例えば、今は小学校として使うけれど、子どもが減った場合には同じ施設を特別養護老人ホームに使うといったように、長期的に使うような建て方についても考えなければならぬのではないかと思います。

【会 長】 長期的な展望も必要だということです。分離新設する際にも考えなければならぬし、その後の利用に関しても考えなければならぬということで、いろんな形で多面的に考える必要があるという新しいご意見だと思います。

それでは、資料に書かれている点については、特にご異議はありませんか。やはり学校の分離新設、通学区域の変更が根本的な解決策だということで、「難しい」ではなく、積極的に進めていくように考えていただきたいというようにまとめたいと思えます。ただ、学校の分離新設や通学区域の変更の際には、当事者や地域の方々の意見を十分に聞くことが重要ですので、そのことを含めて十分に検討してくださいということでもまとめておきたいと思えますがよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会 長】 それでは次に、小規模校に対する方策について審議します。小規模校に対する方策としては、施設一体型の小中一貫校、小規模特認校、学校の統廃合、また大規模校と共通して通学区域の変更が挙がっていますが、ご意見を願います。

【委 員】 施設一体型の小中一貫校も方策としてはあり得るのではないかと思いますし、小規模特認校制度についても議論していくべきだと思います。ただ、学校の

統廃合については、一方でコミュニティ単位の教育を進めていこうとしているのに、統廃合というのは違和感があります。コミュニティ単位ということであれば、統廃合は入ってこないのではないかというのが私の意見です。

【委員】 具体的に成功するかどうか、あるいは、どういう方法でどの地域に設けたらいいかという具体的な発想はありませんが、施設一体型の小中一貫校は手法の一つとして考えてもいいのではないかと思います。

次に小規模特認校制度は、学校に何か特色を持たせて、他の校区からもそこに通ってもらうような、魅力的な特色のある学校をつくっていこうという話で、それも方策としては考えられるのではないかと思います。

最後に学校の統廃合ですが、この言葉のニュアンスは確かに悲しいイメージがあるかもしれませんが、小規模校を大きくする方策として、学校が集まる、あるいはコミュニティが集まるということになると、やはりそうせざるを得ないのではないかと思います。

【委員】 小規模校に対しては、施設一体型の小中一貫校を設置したり、小規模特認校制度を導入したりして、それでもダメなら統廃合ということになるのではないかと思います。何をしても結局増えない、何をしても減らないということであれば、やはり学校を造る、あるいは学校をなくすしかないのではないかと思います。

学校がなくなるのは悲しいですが、例えばどんどん子どもが減って行って、先生も少なくなって負担がかかっていくなどの様々なマイナス面に対して、いろんなことがプラスになるのであれば、学校をなくすのも最終的には一つの方法ではないかと感じます。

いろんなことをやってみて、それで多少増えた等の変化があればいいのですが、何をしてもどうしようもないという場合は、統廃合もあり得るのではないかと感じます。

【会長】 まず、施設一体型の小中一貫校、あるいは小規模特認校制度については、こういう方策はあるだろうということによろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【会長】 次に、学校の統廃合を巡って議論がありますが、ご意見をお願いします。

【委員】 学校の統廃合をする時の手順やプロセスを我々が提案できれば一番いいと思います。市民としては、万策尽き果てた上での統廃合だと思うわけで、何もしないのに統廃合というのはやはり受け入れられないというのが大概の方の気持ちだと思います。その「万策」というのが、人によって、あるいは立場によって違うわけで、本当は審議会で、最低限の手順やプロセスを決める

ことができればいいと思います。また、それができなくても、やはり統廃合をするからにはいろんなことを試して、それでもだめなときの最後の手段だということはいいたいです。

【委員】 八尾市には子どもの数が1,000人を超える学校がある一方で、すぐ近くには150人ぐらいの学校がありますが、だから学校をなくすとか、二つの学校をくっつけたら300人ぐらいになるという議論ではなく、どうやって人を増やしていこうかという議論だと思います。

廃校になった学校の子どもは、やはり教育の機会均等が奪われると思います。教育の機会均等を守るというのが審議会の一番大事なことです。「人数が少ないから廃校にしたらいい。」という議論では決してないわけです。

人を増やしていこうという場合、通学区域を変えるという方策もあれば、まちをつくっていくという方策もあるわけです。人を増やそう、教育の機会を守っていこうと言っているのに、廃校というのに違和感があります。

【委員】 例えば三つの学校を統合するなら、三つの学校がなくなって新しく学校ができるという話ならまだ理解できるけれど、現実には、三つの内の二つがなくなって一つにかたまるということに抵抗があるということだと思います。

【会長】 以前の会議で資料として出されていましたが、統廃合の方法も実に多様で、この場では「こういう方向でやる」ということは何も出ていません。また、この審議会で統廃合の手順まで決めることができればいいのですが、そこまでは難しいと考えています。

そういう意味では、根本的な解決は学校の統廃合しかないのかもしれないけれど、実施するにはいろんな課題があり、当事者や地域等を含めて、十分納得できるように話し合い、検討を進めていくというようにしかまとめきれないのではないかと思います。いかかでしょうか。

【委員】 そうであれば、資料に「学校の統廃合を考えるのが1番である。」とありますが、統廃合が1番ではないということはきちんと言っておきたいと思います。統廃合はあくまでも最後の手段と考えるべきだと思いますので、学校の統廃合と通学区域の変更の順番を逆にすべきだと思います。

【会長】 他に意見はありませんか。ないようですので、まとめさせていただきます。審議会としては、まず統廃合をやりたいというのではなく、いろんな方策を考えていただきたいということです。その上で、最終的に統廃合をするときには、当事者や地域住民の人達と十分話し合い、検討をすべきで、それ抜きにはあり得ないという確認でよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会 長】 それでは、ここまで話し合ったことを確認させていただきます。

大規模校と小規模校に共通する方策としては、学校選択制の問題は八尾市ではなじまない方策であり、学校選択制については取り上げないということ。調整区域の設置については、課題もあるが、積極的な形で考えられるように研究を深めていただくために、今後の検討課題とすること。

次に、大規模校に対する方策としては、学校施設面、管理運営面の充実など、教育環境を整備して対応すべきであること。根本的な解決策としては、学校の分離新設、通学区域の変更が考えられること。ただし、その際には保護者や地域の人々と十分話し合って検討すること。

最後に、小規模校に対する方策としては、施設一体型の小中一貫校、小規模特認校制度が考え得る方策であること。根本的な解決策としては、学校の統廃合、通学区域の変更が考えられるが、学校の統廃合については、最終的に考える方策であること。ただし、そのときも、地域の関係等を十分に話し合って検討すべきであること。以上でよろしいでしょうか。

【副会長】 資料の小規模特認校のところで、「例えば、スポーツに力を入れるなど」と書かれています。学校選択制の議論の際に中学校区単位の教育コミュニティの観点が言われていました。ですが、この例示はコミュニティとは少し離れていると思いますので、例示をする際には、地域と一体となった小規模特認校としたほうが良いと思います。

【会 長】 小規模特認校をつくっていくときの例示の仕方として、スポーツなどで特別につくってしまうと、学校選択制の問題と重なってくるということですね。

【委 員】 小規模特認校のルールなどは、ここで議論するのですか。

【会 長】 「小規模特認校制度の通学区域をどうするか」や「これ以外は認めない」ということまではまとまらないと思いますが、意見としては出していただければと思います。

【委 員】 実際にはあり得ないとは思いますが、「小規模特認校が良い」ということで、たくさん希望されたら、元々の学校が小規模校になったりしないかと思えますので、誰でも行けるというのではなく、一定のルールを決めておかないといけないのではないかと思います。

【会 長】 それは、小規模特認校制度を考えようとなったときに、それを検討する委員会等で考えていただきたいと思いますが、他にありませんか。

それでは最後に、学校規模等の適正化を実施する上での留意点について、これまでお出しいただいた意見を6点にまとめていますが、この点についてご意見をお願いします。

【委員】 確かに子どもの安全は第一ですが、もう一つ、児童生徒にとって過ごしやすい学校であることという点が抜けていると思いますので、上位に挙げておいてほしいと思います。

【事務局】 以前、この審議会において、学校規模等の適正化について検討する際の視点をご審議いただきましたが、その一つ目の視点が、「子どもの育ちにとってよりよい教育環境をつくる」という視点です。かなり上位の概念としてご確認いただいたものと考えています。

【委員】 「留意点」というのが、「注意事項」とはまた違うので難しい言葉だと思います。安全の確保も、注意事項としては入れてほしいですが、留意点に当たるのかどうかは疑問に思います。

それと、「地域住民等の意見を十分に聞きながら進めるべきである。」というのも当然ですが、その次の「地区福祉委員会や自治振興委員会等、地域活動に支障が出ないように配慮すべきである。」もよく似たことではないかと思えます。よく似ていることを留意点として書くことが気になります。

また、最後の「適正化について定期的に議論するとともに、取組みについても検証すべきである。」も、大事なことですが、留意点に当たるのかどうかは疑問に思います。

【委員】 私は、学校規模等の適正化の具体的な方策を考えていくときに、ここに挙げた事項は満たさなくてはいけないという意味ではないかと理解しています。

【委員】 「地域住民等の意見を十分に聞きながら進める」と「地域活動に支障が出ないように配慮する」というのは、一見同じようなことを並べているように取れますが、保護者や地域住民の意見と、例えば自治振興委員会等の地域全体の意見は必ずしも一致しません。保護者や地域住民というのは保護者に近い立場で、自分の子どもを中心に考えます。福祉委員会や自治振興委員会等は地域全体を考えて発言や活動をしているので、若干違う面があると思えます。

例えば、JR久宝寺駅前に大きなマンションができますが、この地域の通学区と行政区を巡って、自治振興委員会で相当議論をしました。その中でも色々な意見が出て、行政区は龍華地区でありながら、学校は亀井小学校に決まりました。

これについては、自治振興委員会が20年間にわたって、校区を行政区に合わせる、あるいは行政区を校区に合わせるという地道な活動を続けています。何度も地域へ入ってお願いを続けて、今ではほとんど解消しました。ところが、こういうことが起きると元の本阿弥になってしまいます。住民同士がいがみ合ったりするなど、様々な問題がありましたが、そういうことがまた起こるのではないかと危惧されるわけです。

我々のほうで行政区を学校区に合わせているのだから、なるべくなら学校区

は変えないでほしいというのが我々の願いです。そうはいかないということも理解はしますが、あまり大きなことになると、また昔のような大混乱になるのではないかと非常に危惧します。

【委員】 龍華町でありながら亀井小学校区になったのは、最後には通学距離が最重要点になったからで、やはり児童が通いやすいということが最優先されて、そういう決定に至ったと聞いています。

【会長】 この二つを残しておかなければならない理由がよく分かりました。この6点は、適正化の問題を考えていくときに常に心にとめながら、実際に具体的な解決をしていくときには外してはいけない点であるということにしたいと思いますがよろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【委員】 留意点には入らないと思いますが、大規模校と小規模校によって学力に差があるのかどうかは教えてもらえませんか。

【事務局】 全国学力・学習状況調査が過去3年間実施され、大阪府下の市町村別の結果も公表されていますが、個別の学校の結果については公表していませんのでご理解願います。

特に大規模校の場合、特別教室や運動場の使用が制約される等、子どもにとって好ましくない環境ということはあると思いますが、大規模校であることによって学力・学習状況調査の点数が低いという相関関係はありません。

【委員】 仮に、大規模な学校の方が学力に差があるならば、義務教育の機会均等からすると大きな差別になると思いますので、そのことは答申に書いてほしいと思います。

【会長】 今回の全国学力・学習状況調査では、テストだけではなく、アンケート等を取っていて、そのアンケートと成績に若干相関関係があるということはお出していますが、関係のある要素は実に多様で、大規模校だからという点だけではなかなか決まらない複雑な要素があります。ですから、今のところ学校規模と学力の関係については答申に書くことはできないと考えています。

【副会長】 学校教育では、育てるべき学力がたくさんありますが、全国学力・学習状況調査について議論するときには、この調査が、ある側面の学力しか見ていないことを理解しておく必要があると思います。

【会長】 留意点として、他に付け加えることはありませんか。

【委員】 表記の順番は、重要性に大きく関係しているのですか。

【会長】 そういう意味は全くなく、並列です。他にありませんか。

それでは、次回会議の確認をさせていただきます。次回の会議では、本日も確認いただいたことを元に答申の原案になる文書を提示したいと考えています。次回と次々回は、その文書についてご検討いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会長】 それでは、次回以降の日程について、事務局から説明願います。

【事務局】 第10回会議を2月9日（火）に、また第11回会議を3月8日（月）にそれぞれ開催したいと考えていますので、よろしくお願いします。

【会長】 この際、何かご意見等はありませんか。

【委員】 あと2回で結審するのですか。

【事務局】 2回の審議で答申案をまとめていただき、その後、答申案に対して市民意見を募集し、最終的にはその意見も参考にしながら答申をまとめていただきたいと思います。

【会長】 よろしいでしょうか。他にご意見はありませんか。それでは、これで第9回会議を終了します。ありがとうございました。